



実りを喜ぶ浜なし（戸塚区小雀町）

- 農地の賃借料情報・事務処理状況 ●県農地等利用最適化の推進に関する意見の提出
- 農地利用状況調査の実施 ●農業委員会事務局からのお知らせ ●農業委員会連合会の研修会の開催（報告）
- 農業者年金に加入して安心して豊かな老後を！ ●横浜市からのお知らせ

農地法第52条に基づく農地の賃借料

10aあたりの賃借料（円／年額）

		平均額	最高額	最低額
中央 農業委員会	田	11,200	20,900	6,800
	畑	20,300	36,500	7,700
南西部 農業委員会	田	10,600	11,900	6,700
	畑	17,700	58,400	5,300

※平成31・令和元年中に利用権設定を行った賃借をもとに算出。100円未満は四捨五入。

平成31・令和元年度事務処理状況

		耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明（入口）	相続税納税猶予・ 利用状況確認 （20年明け）
中央 農業委員会		33件 39,230㎡	63件 58,378㎡	671件 273,911㎡	26件 154,146㎡	28件 120,675㎡
	南西部 農業委員会	6件 14,875㎡	46件 40,176㎡	449件 191,261㎡	13件 76,742㎡	12件 76,865㎡

※平成31・令和元年度中に開催された総会での審議・報告件数及び面積

県農地等利用最適化の推進に関する意見を提出しました

農業委員会連合会では、両農業委員会で内容を検討した「令和3年度 県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、3件の意見を取りまとめ、神奈川県農業会議に提出しました。また、「令和3年度税制改正要望」については、3月に両農業委員会から神奈川県農業会議に提出しました。今後、「横浜市農業施策に関する意見」についても検討し、連合会として市に提出する予定です。

■県農業会議に提出した意見

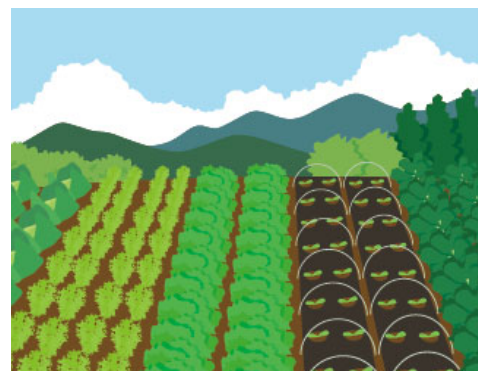
- 都市農地（生産緑地）の貸借において、農地法と同等の借り手の認定要件を、より簡便に見直すこと。
- 自然災害（台風等）からの早期復旧に向けて、災害復旧関連の補助金等手続きの簡素化に努めること。
- 有害鳥獣（リス、アライグマ、カラス等）の食害が深刻なため、より積極的な駆除対策を進めること。

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、遊休農地（耕作放棄地）の解消に向けて、農地法第30条の規定に基づく農地の利用状況調査を実施しています。

今年度は6月～11月に管内全農地の調査を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。併せて、この機会に作付・耕うん・草刈りなど耕作地の管理徹底をお願いします。

この調査で発見された遊休農地の農地所有者に対して、利用の意向確認や農地の耕作の再開・貸付等の指導を行います。



※平成29年度から、遊休農地の課税が強化されました。農業振興地域内の遊休農地で一定の条件に該当すると、固定資産税が増額となる場合があります。

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況に伴い、調査方法や時期を変更する場合があります。

農業委員会事務局からのお知らせ

中央農業委員会

事務局事務長	まるやま	ともゆき
	丸山	知志
事務局農地係長	ふじまき	ひでのり
	藤巻	秀徳

南西部農業委員会

事務局事務長	わたぬき	おさむ
	綿貫	理
事務局農地係長	もとはし	けんじ
	本橋	健二

令和2年4月1日付けで、各農業委員会事務局の事務長、農地係長の異動（左表の **新任** マーク）がありましたのでお知らせします。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会連合会の研修会を開催しました

2月18日に「横浜市農業委員会連合会・横浜市農地改良協会共催研修会」を、関内ホールで開催しました。

神奈川県農業技術センターの田村律子様からは「神奈川県におけるスマート農業の導入と普及について」、神奈川県農業共済組合の入内島和寛様からは「自然災害など農業経営上のリスクへの備え」と題して講演いただきました。参加者からは「スマート農業の話題は、若い世代の農業者にも聞いて欲しい。」などの感想が聞かれました。



農業者年金に加入して安心で豊かな老後を!

農業者年金に加入できるのは、以下の3つの要件をすべて満たしている方です。

国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)

年間60日以上農業に従事

60歳未満

- 現在65歳の日本人の平均余命は**男性19年（平均寿命84歳）、女性24年（同89歳）**です。
- 高齢農家世帯は、**月額約23~24万円**の家計費が必要です（総務省家計調査など）。一方、国民年金の支給額は、一人**月額約6万5千円**（40年加入の場合）です。



国民年金だけでなく、農業者年金にも加入して老後の生活に備えませんか。
平均余命が長い女性農業者の方にも加入をお勧めします。

農業者年金の特徴	設定自由な保険料	月額2万円から6万7千円の間で自由に決められ、いつでも見直しができます。
	積立方式の終身年金	原則65歳から生涯受給でき、80歳前に亡くなられた場合、80歳までに受け取れるはずだった年金相当額がご遺族に支給されます。
	税制面での優遇措置	支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、将来受け取る年金も公的年金等控除が適用されます。

一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金のご質問やご相談がある場合は、**JA横浜各支店、各農業委員会または農業者年金基金**にお問い合わせください。

農業者年金の詳細は、農業者年金基金のホームページでもご覧になれます。

(URL) <https://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索

「農政部」の新設について

中期4か年計画に掲げる「活力ある都市農業の推進」に向け、より強力に都市農業の活性化に向けた取組等を進めていくため、令和2年4月から横浜市環境創造局に「農政部」が新設されました。

これに伴い、農政推進課、農業振興課、北部及び南部農政事務所は、「みどりアップ推進部」から「農政部」に変更となりました。

問合せ：環境創造局農政推進課 ☎045-671-2726 (FAX)045-664-4425

特定生産緑地制度について

令和4年に指定後30年を迎える生産緑地を所有する方は、特定生産緑地の指定手続きを忘れずに行ってください。

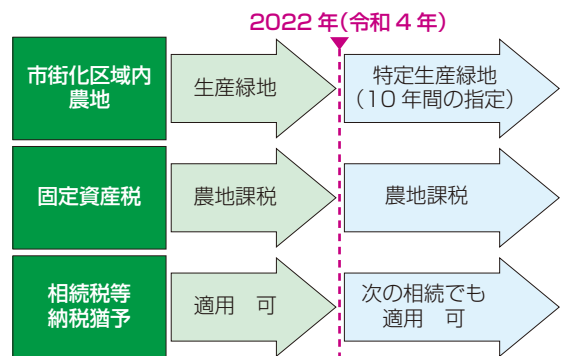
生産緑地は、指定から30年経過すると従来の相続税・固定資産税等の税制特例措置が適用されなくなります。適用を継続するには、「特定生産緑地」の指定を受ける必要があります。特定生産緑地の指定は、生産緑地指定後30年経過以前に市町村が所有者等の同意を得ながら行うもので、10年毎の更新制です。この10年間に相続等が生じた場合は、これまで同様、買取申出が可能です。

手続き対象の方には、令和元年と同様に事前にお知らせを送付します。なお、令和3年度指定の受付の案内も別途送付予定ですので、お待ちいただきますようお願いします。

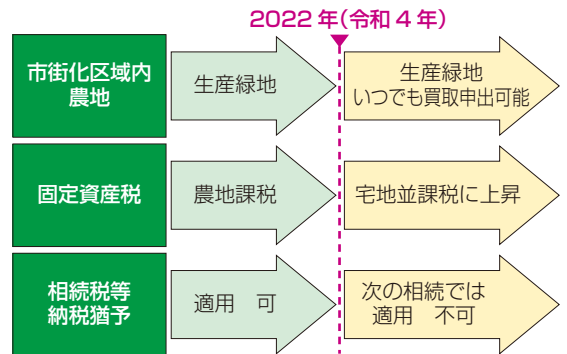
【よくある質問】

Q：相続税の納税猶予を受けている生産緑地で、特定生産緑地に指定しないまま、申出基準日が過ぎた場合、納税猶予はどうなりますか？

A：特定生産緑地の指定を受けていない場合は、現在の相続人に限り納税猶予は継続されます（終身営農）。ただし、固定資産税は宅地並み課税に5年かけて段階的に上がります。特定生産緑地の指定を受けた場合は、次世代の相続人も納税猶予を受けることができます。



【イメージ】特定生産緑地の指定を受けた場合
(1992年(平成4年)指定のもの)



【イメージ】特定生産緑地の指定を受けない場合
(1992年(平成4年)指定のもの)

特定生産緑地制度の詳細は
横浜市ホームページをご確認ください

特定生産緑地 横浜市

問合せ：環境創造局農政推進課 生産緑地担当 ☎045-671-2726 (FAX)045-664-4425

編集
後記

新型コロナウイルスの感染拡大により、生活などに様々な影響が出ているかと思ます。引き続き、感染予防や体調管理に努めてまいりましょう。